

動物愛護法改正のお願い

平成 24 年 8 月 22 日

国会議員先生 各位

大阪市北区西天満 6 丁目 7 番 4 号大阪弁護士ビル 4 階
T H E ペット法塾代表 弁護士 植田勝博
TEL 06-6362-8177、FAX 06-6362-8178

先生方には、動物愛護、法改正のために御尽力を賜り有り難うございます。

この度の動物愛護法の改正は、従来の、動物を「物」から「人間と共生する生きもの」としての大転換を求めるために、私達は、動物愛護法の改正運動に尽力をしてきました。「動物の命」と「人と動物の共生」は、人類の歴史上、普遍的なものであり、現在の動物愛護法の基本原則（同法 2 条）であり、この点は、実験動物も感情を持ち痛みを感じる動物であり、この基本原則が遵守されるべきは当然と考えます。

日本が古くから動物愛護の心と文化を持ちながら欧米に比して立ち後れ、文化国家として許されない状態に至っております。既に、過去 2 回の動物愛護管理法改正で見送られてきた経緯の中においてこれ以上の見送りは、時代からも、世界的な普遍性からも極めて不適切であり、私達は、現在の実験動物を含む法改正のために、全国の国民運動の活動を進めております。

私が代表を務める T H E ペット法塾の署名は、行政の引取殺処分を認める 35 条について、原則、動物引取禁止の改正（既に自治体で実施済）を中心として、動物取扱業の規制などと共に実験動物の改正を求め、27 万人余の署名を環境省に出しておりますところ、実験動物も、是非、改正項目に入れていただきたくお願い申し上げます。

今後の国会の日程、改正の内容、附帯決議の見込み、なども含めてお教えいただきたくお願いを申し上げますとともに、動物愛護法改正の活動をする関連団体からも先生にお願いするかとは存じますが宜しくお願い申し上げます。

今後とも私達はその実現に向けて活動を進める所存であり、宜しくご理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

2012.6.19緊急院内集会・「動物の命」と「人と動物の共生」 ～「動物の命と福祉を求めて・実験動物」～

本日の進行予定

司会進行：藤村晃子 氏（社団法人日本動物虐待防止協会）

司会補佐：坂本博之 氏（弁護士・NPO 法人動物愛護を考える茨城県民ネットワーク）

開会宣言

開催趣旨説明 植田勝博 弁護士（THE ペット法塾）

議員挨拶

<参加予定議員（秘書含む）>

衆議院議員 松野頼久 氏（民主党、動物愛護管理法改正を検討する議員連盟会長）

衆議院議員 岡本英子 氏（民主党、動物愛護管理法改正を検討する議員連盟事務局長）

衆議院議員 玉置公良 氏（民主党）

衆議院議員 生方幸夫 氏（衆議院環境委員会委員長、民主党、

犬・猫等の殺処分を禁止する議員連盟事務局長）

衆議院議員 阿部知子 氏（社民党）

衆議院議員 柿沢未途 氏（みんなの党）

衆議院議員 松浪ケン太 氏（自由民主党、動物愛護管理推進議員連盟幹事長）

前衆議院議員 藤野真紀子 氏（自由民主党、動物愛護管理推進議員連盟）

■第一部 基調報告

基調報告1 「骨子案まとめまでの経緯を振り返って」松野頼久氏（衆議院議員、民主党）

基調報告2 「動物愛護法を巡る動きを取材して」太田匡彦氏（AERA 記者）

■第二部 再度、私たちは国会議員に訴えます。

テーマ①動物実験と実験動物の福祉についての意見

藤沢顕卯 氏（動物実験の法制度改善を求めるネットワーク）

ゲスト：「某化学企業社員の証言」～動物実験の現場からの体験談を聞く～

テーマ②動物愛護法 35条、引取制限（撤廃）を原則とすることの意見

植田勝博 弁護士（THE ペット法塾代表）

テーマ③野良ねこ等所有者のいない動物についての繁殖抑止及び

行政、社会、国民の保護義務についての意見

宮本充 氏（立川市栄町猫対策委員会 代表）

■第三部 意見交流会（パネリスト・議員と会場との意見交換）

・コーディネーター 植田勝博 弁護士（THE ペット法塾代表）

・パネリスト：和崎聖子 氏（NPO 法人 動物実験の廃止を求める会（JAVA））

山田佐代子 氏（神奈川県動物愛護協会）

藤沢顕卯 氏（動物実験の法制度改善を求めるネットワーク）

成田司 氏（株式会社コークア代表取締役、Giraf Project）

マルコ・ブルーノ 氏（動物愛護支援の会代表）

宮本充 氏（立川市栄町猫対策委員会代表）

閉会宣言 決議文

閉会の辞

「動物愛護管理法改正・平成 24 年 6 月 19 日意見交流会」閉会宣言

平成 24 年 5 月 31 日、民主党動物愛護対策ワーキングチームは、実験動物は動物愛護法の改正項目から除くとの方針が示された。

今回の動物愛護法の改正時期において、私達は、動物愛護法の普遍的原則である「動物の命」と「人と動物の共生」を実現するために、多くの署名集めなどを進め、立法に声が届くことの努力をしてきた。

私達が求めてきたのは、痛みや感情を持つ同じ地球上の生き物である、実験動物、産業動物の、「動物の命と福祉」を求めてきた。

この度の民主党の方針は、実験動物が改正項目から除かれることと、更に衝撃的であったのは、実験動物を動物愛護法から除く別法案の意見が出されてきたことである。

民主党の方針が出されて、本日の意見交流会まで 10 日余しかない中で、全国からここ国会議員会館にこれほど多数の人達が集まつたことは、多くの人達が、この問題に、大きな関心を寄せて、動物の命と人と動物の共生の原則による動物愛護法の改正を求める強い国民の思いが確認された。

私達は、本年 1 月 20 日に、「殺す行政」から「生かす行政」をテーマに動物愛護法改正の交流会を開催した。そこで「「動物の命」はゴミの如く扱われ、殺すことにより問題の処理がされ、また、事実上、動物愛護法の枠外におかれている、実験動物、産業動物などは、行政の殺処分以上ともいうおびただしい数とされながら、その実態さえ闇の中にあって、苦痛の中で生かされ殺されており、動物愛護法の改正が必要であること」が確認された。

本日、改めて、事実上、動物愛護法の枠外におかれている、実験動物、産業動物について、動物愛護法の基本原則である「動物の命」と「動物との共生」が必要であることと、その法改正が必要であることが確認された。

痛みと感情をもつ、「動物の命」において差異はなく、動物の命への尊厳、畏敬、いたわりが必要であることは、同じ地球に生きる人類として、普遍的原則であり、人倫というべきである

本日、発表の場を持つことができなかつた多くの諸団体からも資料が多数集められ、これを参加者に配布した。

本日の交流会で、実験動物、産業動物について、動物愛護法の改正が必要であること、そして、動物愛護法の基本原則の外に動物を置いてはならないことが確認された。

また、ペット、所有者のいない動物、実験動物、産業動物などが、行政、業者、業界、社会において、命ある動物として生きるために必要な機会と環境が確保されるための法律改正が必要であることが、再度、強く確認された。

私達は、①実験動物、産業動物を含めて、動物愛護法の基本原則が守られること、②動物取扱業者を含む動物関係者に対する「真に動物を守る法律」への改正がなされること、③動物愛護法に基づいて、行政の動物引取、殺処分の、制限・禁止をして、「殺す行政」から「生かす行政」に転換をすること、④行政、社会、国民の、「動物愛護・保護義務」が規定されることを、政府、行政に対して強く求めて、閉会宣言をする。

平成 24 年 6 月 19 日動物愛護法改正議員会館交流会 参加者一同